

さかい大学市民活動ネットワーク準備会における個人情報の取扱い及び管理に関する規程

第一章 総則

(趣旨)

第1条 本規程は、大阪府個人情報保護条例(平成8年大阪府条例第2号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、さかい大学市民活動ネットワーク準備会(以下「準備会」という)における個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、個人情報取扱事務の適正な執行を図ることを目的とする。

- 2 条例の適用にあたっては、学術研究に供する目的で取り扱う個人情報については、学問の自由の趣旨を尊重しつつ、適切な取扱いに努めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。次に定めるもののほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、条例及び大阪府個人情報保護条例施行規則(平成8年大阪府規則第83号。以下「規則」という。)の定めるところによる。

(1) 個人情報

条例第2条第1項第1号に規定する個人情報をいう。

(2) 電子計算機処理

電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力その他これらに類する処理をいう。

(3) 文書等

準備会の事務局又は構成員(以下「構成員等」という)が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ)であって、構成員等が組織的に用いるものとして、準備会が保有しているものをいう。

(管理体制等)

第3条 準備会における個人情報取扱事務の適正な執行を図るため、個人情報保護総括者(以下「総括者」という。)を置き、準備会事務局を担当する事務局員をもって充てる。

- 2 総括者は、準備会における個人情報の適正な管理を総括する。

(責務)

第4条 準備会は、この規程の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

- 2 準備会の構成員等であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第二章 個人情報の適正な取扱い

(個人情報の収集の制限)

第5条 個人情報を収集しようとするときは、個人情報の利用の目的（以下「利用目的」という）を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 法令（条例を含む。以下同じ）に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 所在不明、心神喪失その他の理由により、本人から収集することができないとき。

(6) 争訟、選考、指導、相談、交渉その他の事務を処理する場合において、本人から個人情報を収集したのでは、当該事務の目的を達成することができず、又は当該事務の適正な執行に著しい支障が生じると認められるとき。

(7) 国、地方公共団体又はこれらに準じる団体（以下「国等」という）から収集することが事務の性質上やむを得ないと認められる場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、公益上特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

3 思想、信条及び宗教に関する個人情報、人種、民族その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる社会的身分に関する個人情報並びに病歴、遺伝子に関する情報その他身体的特質に関する個人情報で個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められるものは、収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 法令に定めがあるとき。

(2) 個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という）の性質上当該個人情報が欠くことができないものであると認められるとき。

(利用目的の明示)

第6条 本人から直接文書、図画及び電磁的記録に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、準備会の権利又は正当な利益を害するおそれがあるとき。

(4) 利用目的を本人に明示することにより、国等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(個人情報の利用及び提供の制限)

第7条 あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的を超えて、個人情報を準備会内で利用し、又は準備会以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 法令に定めがあるとき。
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国等又はその委託を受けた者が法令の定める事務をすることに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) その他、準備会運営、事務に必要なこと

(提供先に対する措置要求)

第8条 準備会以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けたものに対し、個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又は個人情報の適切な取扱いについて必要な措置を講じることを求めなければならない。

(電子計算機処理の制限)

第9条 第5条第3項に規定する個人情報及び犯罪に関する個人情報は、電子計算機処理をしてはならない。ただし、公益上特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(電子計算機の結合の制限)

第10条 準備会以外のものとの間において、個人情報を提供し、又は個人情報の提供を受けるため、通信回線その他の方法により電子計算機を結合してはならない。ただし、公益上必要があり、かつ、個人情報の保護に関し必要な措置が講じられていると認めるときは、この限りではない。

(個人情報の適正な管理)

第11条 利用目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

- 2 個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報を適正に管理させるため、個人情報管理責任者を置く。
- 3 保有する必要がなくなった個人情報は、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りではない。

(個人情報の保存期限)

第12条 個人情報を取扱うに当たり、原則として4年間の保存期間を定めるものとし、当該保存期間経過後又は当該利用目的を達成した後は、当該個人情報を遅滞なく消去するものとする

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保存期間経過後又は利用目的達成後においても当該個人情報を消去しないことができる。

- (1) 法令の規定に基づき、保存しなければならないとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 当該個人情報を消去しないことについて相当な理由があるとき

(個人情報取扱事務の委託に伴う措置)

第 13 条 個人情報取扱事務を委託しようとするときは、当該個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

(情報漏えい等への対応)

第 14 条 構成員等は、情報漏えい等の事案の発生若しくは兆候を把握した場合、又は、個人情報に関する法令、条例、規則、準備会規程等に違反している事実若しくは兆候を把握した場合は、直ちに、被害の拡大防止又は復旧、情報漏えい等の対象となった本人への対応等のための必要な措置を講じ、また、情報漏えい等に係る事実関係の調査、原因の分析、影響範囲の特定並びに再発防止策の策定及び実施を行う。

(縦覧、開示、訂正及び利用停止手続き等)

第 15 条 条例が定める縦覧、個人情報の開示、訂正及び利用停止(以下「開示等」という。)に係る手続き並びに開示等にかかる費用その他条例の施行については規則の例による。

- 2 開示等の手続きにかかる事務は、準備会事務局において行う。

第三章 雑則

(継続的改善)

第 16 条 当該規程は、継続的に見直し、その改善に努める。

(苦情の処理)

第 17 条 準備会は、現に保有している個人情報の取扱いについて苦情の申し出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めなければならない。

- 2 前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めるものとする。

附則

- (1) この規約は、2021 年 4 月 1 日から施行する。